

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例（平成11年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の2第1項」を「。以下「法」という。）第24条の2第1項及び第24条の3」に改め、「徴収等」の次に「及び駐車場に設ける標識」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（駐車場の利用に関する標識）

第7条 法第24条の3の規定により設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額及びその徴収方法
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 割増金の徴収に関する注意事項
- (4) 駐車することができる自動車の種類
- (5) その他駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、道路法が改正されたことに伴い、駐車料金を徴収する自動車駐車場に係る標識の設置について新たに本市の条例において定める必要による。